

庄内町告示第83号

令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の介護予防及び健康寿命の延伸を図るために、住民主体の介護予防に関する事業の参加者に、当該事業の参加回数に応じ商品券を交付する健康しょうないマイレージ事業（以下「マイレージ事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(マイレージ対象事業)

第2条 マイレージ事業の対象となる事業（以下「マイレージ対象事業」という。）は、庄内町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年庄内町告示第59号）第3条第2号ハに規定する地域介護予防活動支援事業として町が支援する事業（庄内町住民主体による訪問型・通所型サービス補助金交付要綱（平成30年庄内町告示第48号）に基づく補助金の交付を受けている団体が実施する事業を除く。）であって、町長が住民主体の介護予防に関する事業として承認したものとする。

(マイレージ事業の対象者)

第3条 マイレージ事業の対象となる者（次条において「マイレージ対象者」という。）は、町内に住所を有する満18歳以上のものとする。

(マイレージ事業の対象団体)

第4条 マイレージ事業の対象となる団体（次条において「対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 3人以上のマイレージ対象者で構成されること。
- (2) 1回当たり1時間以上のマイレージ対象事業を月3回以上、かつ、当該年度内に7月以上開催する活動計画を有すること。

(マイレージ対象事業の承認申請)

第5条 対象団体は、前条の規定により、マイレージ対象事業の承認を受けようとする場合は、あらかじめ令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ対象事業承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その結果を令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ対象事業承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(実施団体の出席者名簿等の作成)

第6条 前条第2項の規定により承認を受けたマイレージ対象事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、出席者名簿等（当該マイレージ対象事業に参加した者の出席状

況を証する書類をいう。第9条において同じ。)を作成するものとする。

(チャレンジシートの交付等)

第7条 町長は、マイレージ対象事業に参加しようとする者に令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ事業チャレンジシート(様式第3号。以下この条及び第9条において「チャレンジシート」という。)を交付するものとする。

2 チャレンジシートは、実施団体の代表者が町長から交付を受け、当該代表者がそのマイレージ対象事業に参加し、又は参加しようとする者に配布するものとする。

3 チャレンジシートの交付を受けた者(以下「事業参加者」という。)は、チャレンジシートを受け取ったときは氏名、住所及び生年月日を、マイレージ対象事業に参加したときはその月日(第9条において「事業参加月日」という。)を記入して使用するものとする。

(商品券の交付)

第8条 町長は、本年度に実施されるマイレージ対象事業に20回以上参加した事業参加者が、協同組合ギフト庄内町が発行する商品券(以下「商品券」という。)の交付を申し出た場合は、20回の参加につき券面金額が500円の商品券1枚を交付する。ただし、商品券の交付は、一の事業参加者につき2枚を限度とする。

(商品券の交付手続等)

第9条 前条の規定による商品券の交付の申出は、事業参加者がチャレンジシートに商品券の枚数を記載の上、実施団体の代表者に商品券の交付及び受領の手続を委任して行うものとする。

2 実施団体の代表者は、当該団体の事業参加者が商品券の交付を申し出た場合は、第6条の規定により作成した出席者名簿等とチャレンジシートに当該事業参加者が記入した事業参加月日を照合し、その出席状況が一致するときは、チャレンジシートの団体確認欄にその旨を記入しなければならない。

3 第1項の規定により委任を受けた実施団体の代表者は、令和8年3月13日までに出席者名簿等及び商品券の交付を希望する事業参加者のチャレンジシートを町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定により出席者名簿等及びチャレンジシートの提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは実施団体の代表者へ商品券を交付するものとする。

5 実施団体の代表者は、第1項の規定により委任した事業参加者に前項の規定により交付を受けた商品券を配布するものとする。

(商品券の返還)

第10条 町長は、事業参加者又は実施団体が偽りその他の不正の手段により商品券の交付を受けたと認めるときは、当該交付済みの商品券の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ対象事業承認申請書

令和7年度において次の事業についてマイレージ対象事業として承認を受けたいので、令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

団 体 名		
代 表 者 氏 名		
事 業 名		
実 施 場 所		
実施予定人数		人
実 施 頻 度		
活 動 内 容		
連 絡 先	住 所	〒
	氏 名	
	電 話	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ対象事業承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで承認の申請のあった事業について、下記のとおりマイレージ対象事業として承認する（承認しない）ことに決定したので、令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認した事業名
- 2 条件
 - (1) マイレージ対象事業として承認する期間は、令和8年3月13日までとします。
 - (2) マイレージ対象事業に参加した参加者の出席状況を証する出席者名簿等の写し及びチャレンジシートを、令和8年3月13日までに提出してください。
- 3 承認しない場合はその理由

様式第3号（第7条、第9条関係）

（表）

令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ事業チャレンジシート

団体名
氏 名

事業に参加した月日を記入してください。

月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
団体確認欄				出席者名簿と照合し、出席状況を確認しました。 代表者署名							

（裏）

商品券の枚数	枚
--------	---

私は、次の者を代理人と定め、令和7年度庄内町健康しょうないマイレージ事業に係る商品券の交付及び受領の手続に関することを委任します。

代理人 住所
氏名

年 月 日

委任者 住所
氏名
生年月日 年 月 日